

新監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和5年4月27日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 五十嵐 完 二
 同 串 田 修 平

定期監査結果に基づく措置

令和4年度第2期定期監査（工事監査）結果報告（令和5年3月23日新監査公表第16号）分

監査の結果	措置内容	部署
<p>《指摘事項》 対象工事 ：構内水管耐震化工事(計青施3第101号)</p> <p>水道施設整備工事にかかる間接工事費の工種区分を誤って積算していたもの</p> <p>水道局経営企画部計画整備課は、青山浄水場構内の既設導水管、送水管等の管路施設を補強耐震化するため、令和3年度に発注した「計青施3第101号構内水管耐震化工事」（以下「本件工事」という。）において、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の工種区分を誤って適用して積算し、一般競争入札（総合評価方式）を行い契約した。なお、本件工事は、令和3年度から令和6年度までの継続事業である青山浄水場施設整備事業に係る工事で、工期は令和6年10月31日までの4か年にわたり、その当初設計額（税込）は約8億5千万円、当該積算誤りに伴う過大積算額は約900万円にのぼる。</p> <p>水道施設整備工事の積算は、原則として厚生労働省の「水道事業実務必携（水道施設整備費に係る歩掛表）」（以下「実務必携」という。）を適用し、「実務必携」に記載のない事項については、国土交通省の積算基準に準拠した本市の「積算基準・一般土木」（以下「土木積算基準」という。）等を適用することとされている。</p> <p>本件工事においては、その内容が一般的な配水管布設工事と異なり、大口径の管路施設の継手部分のみを掘削して補強耐震化するものであって、直接工事費の土工（掘削、埋戻）や仮設工（鋼矢板圧入、引抜）等の積算については「実務必携」に記載がないことから「土木積算基準」を適用することとなるが、間接工事費の積算に</p>	<p>本件の対応として、受注者と協議し、本来の工種区分を適用した契約に変更を行いました。また、当課職員に対し、適正かつ公正な設計積算業務が行えるよう、下記の再発防止措置を実施します。</p> <p>①設計積算過程で疑義が生じた時は、制度所管課である総務部技術管理室へ確認することを徹底し、その結果については課長へ報告するとともに技術管理室と合議決裁します。</p> <p>②設計図書の検算体制を現在の1名から2名体制に強化し再発防止を図ります。</p>	<p>水道局 経営企画部 計画整備課</p>

については原則通り「実務必携」を適用しなければならない。しかし、同課は、直接工事費で「土木積算基準」を適用したことから間接工事費についても同様に「土木積算基準」を適用するものと誤認したまま積算し、その誤りに気付かないまま入札が実施されることとなった。

本件工事にかかわらず、工事の積算誤りは受注者や本市に損害を与えるリスクがある。本件は直接工事費ではなく間接工事費の積算を誤ったものであるが、本件工事のような規模の大きなものであれば必然的にその影響も大きなものとなる。このような大きなリスクを内包している工事であるにもかかわらず、組織として十分な確認を怠り、過大に積算したまま発注したことは、同課のリスクに対する認識が希薄であったといわざるを得ない。

同課は、今後、受注者と協議し、本来の工種区分を適用した契約に変更する予定であるが、これで良しとせず本件を教訓とし、これまで以上に職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさをあらためて認識した上で、設計積算能力の向上に向け日々研鑽しなければならない。また、設計積算に疑義が生じた場合は、制度所管課（本件では水道局総務部技術管理室）への確認を徹底するなど、設計図書を十分に点検する体制を構築し、組織として再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。

【合規性】